

住居表示の手引き

～ 旭地区（山下・高根・万田） ～

あなたの住所の表し方が、
令和4年10月17日から変わります

平塚市は令和4年4月1日に市制施行90周年



人と自然がふれあうまち
つなぐ未来へ ひらつか90

目次

1 皆様にお届けするもの	2
2 住居表示の仕組み	4
3 新しい住所、本籍等の表し方	5
4 郵便番号について	6
5 住居表示のお知らせ用はがき(無料)について	6
6 住所変更手続きが不要なもの	7
7 住所変更手続きが必要なもの	10
8 運転免許証・運転経歴証明書の住所・本籍の変更について	15
9 不動産変更登記について	16
10 各種表示板について	21
11 関係機関案内	22
12 よくある質問	23



平塚市

はじめに

現在、旭地区では、住所を表す際に字名と地番を用いています。

しかし地番は、住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。

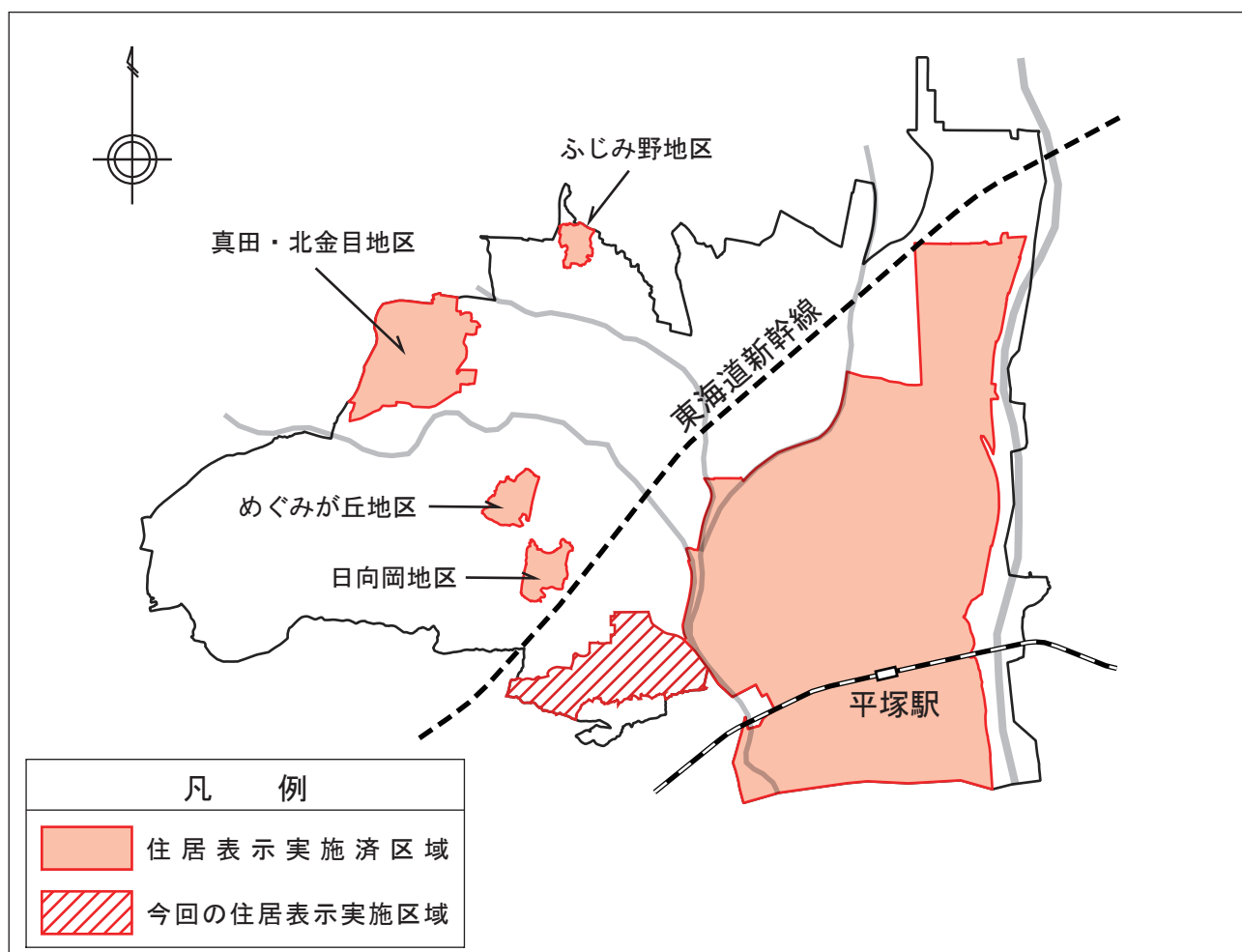
そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。また、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じていたりし、大変複雑化しています。

そこで、住所の表示を分かりやすいものにするため、皆様がお住まいの旭地区(山下・高根・万田)で、住居表示を実施することになりました。住居表示は、分かりやすく、訪ねやすいまちづくりのための制度として、法律に基づいて全国的に実施されています。

実施により、令和4年10月17日以降は、新しい住所の表示を使用することになります。この手引きでは、住居表示により何がかわるのか、どのような手続きが必要になるのかについてご案内します。

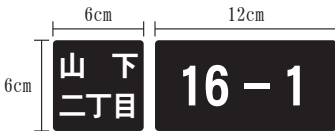
お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

市内住居表示実施済区域図



1 皆様にお届けするもの

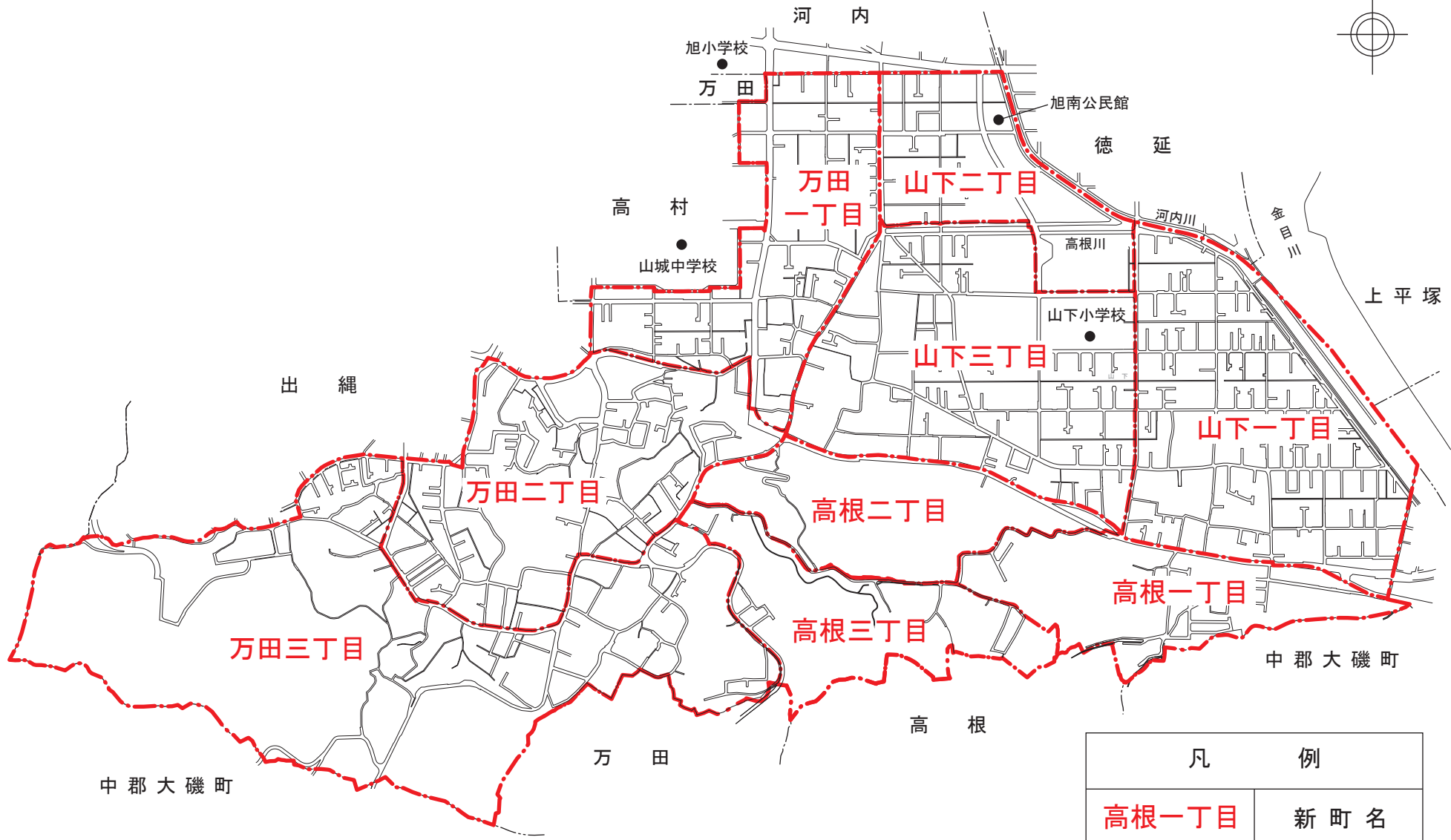
◆ 今回お届けしたもの

住居表示の手引き	<ul style="list-style-type: none">住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかについてご案内する小冊子です。（本書）
通知書	<ul style="list-style-type: none">あなたの新しい住所が記載された通知書です。 ※令和4年10月17日以降は、新しい住所をお使いください。
新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none">住居表示実施区域の案内図です。新しい町界・町名・街区符号・旧住所（黒字）と住居表示後の住居番号（赤字）等を表したものです。
住居表示のお知らせ用はがき	<ul style="list-style-type: none">住居表示の実施に伴う住所変更を、親戚や友人、取引先等にお知らせするはがきです。送料は無料ですので、切手を貼らずに差し出すことができます。ご利用方法は、6ページをご参照ください。
登記申請書	<ul style="list-style-type: none">不動産をお持ちの方が、法務局に申請する際に必要な申請書です。詳しくは16ページをご参照ください。
町名表示板 住居番号表示板 (青色のプレート) 取り付け用ボンド	<ul style="list-style-type: none">新しい住所の表示板です。住居表示の効果を高めるため、郵便ポストや表札付近などの見やすい場所に取り付けてください。 ※集合住宅等の場合は、管理者または所有者へお届けします。  ※見本です。

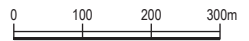
◆ 今後お届けするもの

住居表示変更証明書	<ul style="list-style-type: none">実施日(令和4年10月17日)直前にお届けします。住居表示の実施によって、新しい住所になったことを証明するものです。各種の住所変更手続きにお使いください。証明書が不足する場合は、令和4年10月17日以降、市役所1階市民課(109番窓口)及び各市民窓口センターにて無料で交付します。
本籍変更のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">本籍の変更があった方には、実施日(令和4年10月17日)以降、市民課より戸籍単位で本籍変更のお知らせを郵送します。本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、令和4年10月17日以降、市役所1階市民課(109番窓口)及び各市民窓口センターにて無料で交付します。

新しい町名と町区域



3

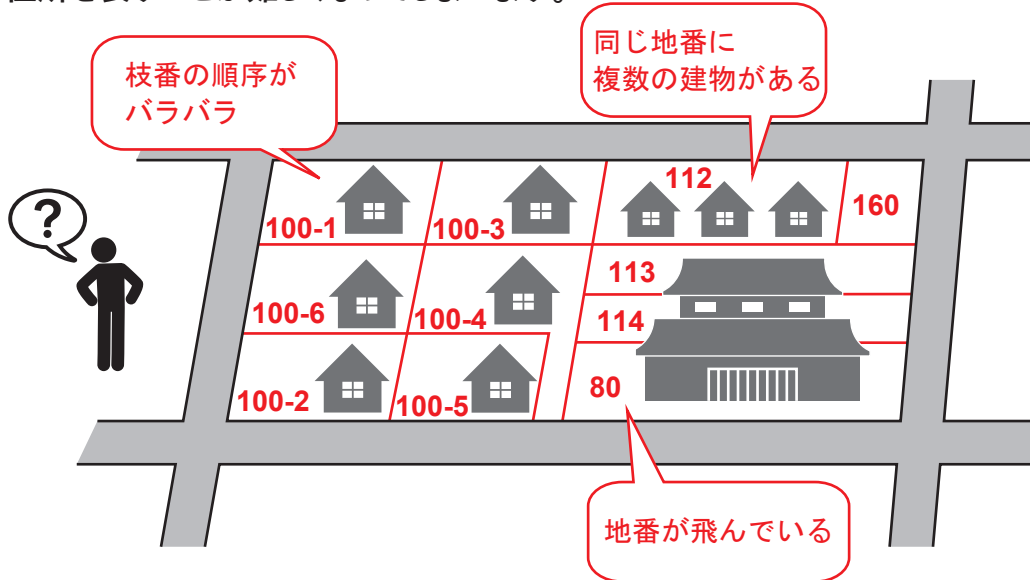


凡 例	
高根一丁目	新町名
	新町区域

2 住居表示の仕組み

住居表示を実施していない地区では、住所は「字名」と「地番」で表されています。

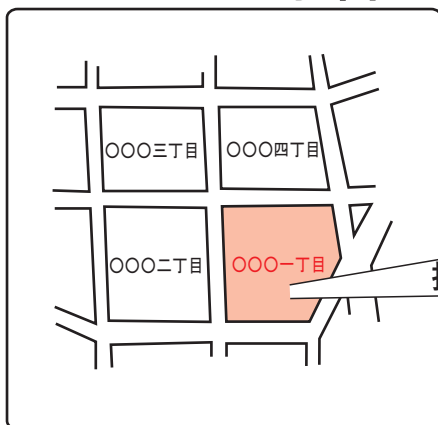
「地番」は土地の分合筆の積み重ねによって、枝番が付いたり欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってしまいます。



住居表示の実施により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。バラバラになってしまっていた住所が整うことにより、緊急車両などの到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上に繋がります。

新町名

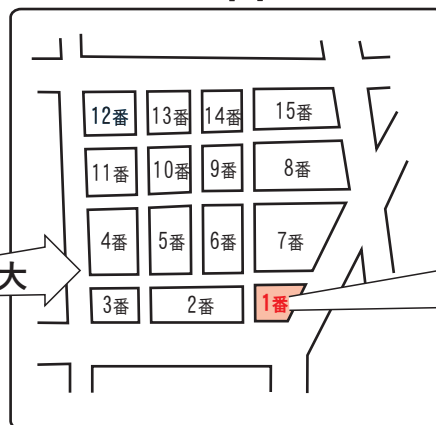
〇〇〇一丁目



町の区域を、河川や道路等で分かりやすく区切り、新しい町名を付けます。

街区符号

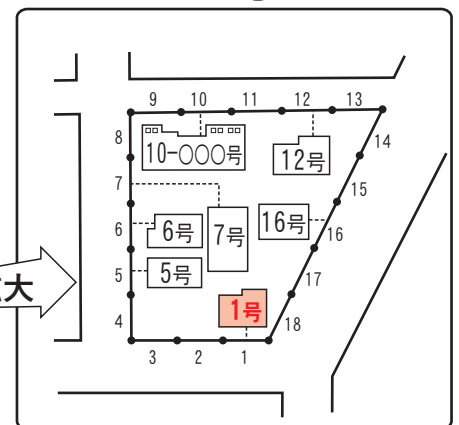
1番



町の中をさらに細かく区画して街区を作り、平塚駅に最も近いところから、一定の順序により街区符号を付けます。

住居番号

1号



街区の周辺を原則10m間隔で区切り、右回りに番号を付けます。

この番号を基礎番号といい、各建物の主要な出入口に接する基礎番号が、その建物の住居番号となります。

※図面は説明用のもので、今回の実施区域の地形とは異なります。

※住居表示の仕組みや、平塚市の住居表示実施状況についてはホームページでも確認できます。



3 新しい住所、本籍等の表し方

住所や会社等の所在地などの表し方を「字名 番地」から「町名 街区符号 住居番号」に改めます。
本籍の表示及び不動産の表示は、「字名」から「町名」に変更となりますが、地番は変更ありません。

① 住所の表示

<例>戸建ての場合

今まで	平塚市	山下	1096番地の1
		字名	番地
↓			
住居表示 実施後	平塚市	山下二丁目	16番 1号
		新町名	街区符号 住居番号

<例>共同住宅の場合(原則5戸以上)

今まで	平塚市	山下	1096番地の1	あさひハイツ101号
		字名	番地	
↓				
住居表示 実施後	平塚市	山下二丁目	16番	1-101号 あさひハイツ
		新町名	街区符号	住居番号

住居番号に部屋番号を含みます

② 本籍の表示 「本籍変更のお知らせ」は、実施日(令和4年10月17日)以降郵送します。

今まで	平塚市	山下	1096番地1
		字名	番地
↓			
住居表示 実施後	平塚市	山下二丁目	1096番地1
		新町名	番地(変更なし)

※本籍が今回の住居表示実施区域外にある方は本籍の変更はありません

※土地の分合筆等で、本籍の土地地番がすでに存在しない場合は、本籍の変更はありません

③ 不動産の表示 (土地)

今まで	平塚市	山下字三橋	1096番1
		字名	地番
↓			
住居表示 実施後	平塚市	山下二丁目	1096番1
		新町名	地番(変更なし)

④ 不動産の表示 (建物の所在)

今まで	平塚市	山下字三橋	1096番地1
		字名	地番
↓			
住居表示 実施後	平塚市	山下二丁目	1096番地1
		新町名	地番(変更なし)

4 郵便番号について

山下・高根・万田の郵便番号に変更はありません。

ただし、住居表示実施により万田から高根三丁目になる方や、高根から万田三丁目になる方は、現在お使いの郵便番号から変更になりますので、ご注意ください。

山下一・二・三丁目 **2 5 4 0 9 1 1**

高根一・二・三丁目 **2 5 4 0 9 1 2**

万田一・二・三丁目 **2 5 4 0 9 1 3**

5 住居表示のお知らせ用はがき(無料)について

同封の「住居表示のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくために無料で差し出すことができるはがきです。

はがきの表面に新住所をお知らせする相手の宛先を、裏面にご自分のお名前と新住所をご記入のうえ、まとめて返信用の封筒（茶色）に入れてポストに投函してください。

郵送料はかかりませんので、切手を貼る必要はありません。

・不足する場合

1世帯あたり50枚（事業所は100枚）を配付しておりますが、不足する場合は、平塚市役所都市整備課（0463-21-8783）までご連絡ください。

・差出方法

差出の際は、1枚ずつバラバラに投函せず、必ずまとめて返信用封筒に封入し、ポストに投函してください。**※差し出せる期間 令和4年9月1日から令和5年8月31日まで**

<p>住居表示のお知らせ</p> <p>令和4年10月17日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。</p> <p>○今後郵便をお出しの際は、必ず新住所名をご記入ください。</p> <p>○あなた様の住所録をご訂正ください。</p> <p>記</p> <p>【新住所名】 ②</p> <p>郵便番号 2540911</p> <p>神奈川県平塚市 山下二丁目16番1号 <small>〔集合住宅・高層アパート等は棟番号・部屋番号までお書きください。〕</small></p> <p>【ご氏名】 ③</p> <p>平塚 太郎</p>	<p>郵便はがき</p> <p>2548686</p> <p>通信事務郵便</p> <p>住居 ①</p> <p>花子</p> <p>平塚市浅間町9番1号</p> <p>住居表示のお知らせ</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>平塚郵便局</p> <p>2548799</p>
--	--

① 相手方の郵便番号、住所、お名前をご記入ください。

② お住まいの郵便番号と、新しい住所をご記入ください。

③ あなたのお名前をご記入ください。

お問い合わせ先

日本郵便株式会社 平塚郵便局 集配営業部
平塚市追分1番33号 TEL 0570-943-240

6 住所変更手続きが不要なもの

住居表示の実施に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

手続きが不要なものは、7～9ページの一覧のとおりですので、ご確認ください。

項目	担当	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳(住民票) ・印鑑登録原票 (印鑑登録証明書) ・戸籍簿、戸籍の附票 	市役所1階 市民課 TEL0463-21-8773 (証明担当) TEL0463-21-8771 (戸籍担当)	市役所で新しい住所に書き換えます。 本籍については、該当する方へ本籍変更のお知らせを戸籍単位で市役所市民課より実施日(令和4年10月17日)以降に発送します。住所が平塚市外の方についても、住所地の市町村へ本籍変更の通知をします。手続きは不要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿 	市役所5階 選挙管理委員会 TEL0463-21-8795	市役所で新しい住所に書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 (兼高齢受給者証) ・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	市役所1階 保険年金課 TEL0463-21-8776 (資格給付担当) TEL0463-21-9768 (後期高齢者医療担当)	市役所で新しい住所に書き換えた後、新しい被保険者証等を郵送します。 ※古い被保険者証等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 	市役所1階 介護保険課 TEL0463-21-8790 (介護給付担当) TEL0463-71-5237 (介護認定担当)	市役所で新しい住所に書き換えた後、新しい被保険者証等を郵送します。 ※古い被保険者証等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者証 	市役所1階 生活福祉課 TEL0463-21-9849	市役所で新しい住所に書き換えた後、新しい受給者証を郵送します。 ※古い受給者証は、来庁時等に返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・子(小児)医療証 ・親(ひとり親)福祉医療証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 	市役所1階 こども家庭課 TEL0463-21-9844 (児童手当・医療担当)	市役所で新しい住所に書き換えた後、新しいものを郵送します。 ※新しいものが届きましたら、古い医療証・証書は、ご自身で破棄してください。

【市役所窓口受付時間】 月～金（祝日・年末年始除く） 8：30～17：00

※毎月第4土曜日に開庁する窓口もございます。各担当へお問い合わせください。

◆ 住所変更の手続きが**必要ないもの**

項 目	担 当	説 明
・母子健康手帳及びその別冊の各補助券	保健センター 健康課 TEL0463-55-2111	ご自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
・市県民税課税台帳	市役所2階 市民税課 TEL0463-21-8766 (個人市民税担当)	市役所で新しい住所に書き換えます。
・土地、家屋、償却資産課税台帳	市役所2階 固定資産税課 TEL0463-21-8768	市役所で新しい住所に書き換えます。
・125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者の住所変更	市役所2階 市民税課 TEL0463-21-8767 (諸税担当)	市役所で新しい住所に書き換えます。
・簡易専用水道、小規模貯水槽水道の届出事項 (設置者及び設置場所の住所)	市役所5階 環境保全課 TEL0463-21-9764 (環境指導担当) TEL0463-23-9969 (環境対策担当)	市役所で新しい住所に書き換えます。
・市営住宅の入居者台帳、住宅台帳	市役所6階 建築住宅課 TEL0463-21-8784 (住宅管理担当)	市営万田貝塚住宅及び市営万田小向住宅の入居者に送付する納入通知書などについて、市役所で更新を行うため、入居者ご自身の手続きは不要です。
・国民年金加入者 ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者の住所変更 (会社員、公務員に扶養されている配偶者含む)	日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 8:30～17:00 平塚市八重咲町8番2号 TEL0463-22-1515	日本年金機構が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。 ※日本年金機構において、住民票コードが未登録になっている方や、現在日本年金機構に届出している住所と住民票の所在地が一致していない方は、すみやかに変更手続きをしてください。詳しくは、日本年金機構または「ねんきんダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」にご確認ください。
		ねんきんダイヤル TEL:0570-05-1165 ねんきん加入者ダイヤル TEL:0570-003-004(国民年金加入者向) TEL:0570-007-123(事業所、厚生年金加入者向)

◆ 住所変更の手続きが**必要ないもの**

項 目	担 当	説 明
<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記簿 ・建物登記簿 	横浜地方法務局 西湘二宮支局 月～金 8:30～17:15 中郡二宮町 二宮1240番地1 TEL0463-70-1102	法務局(登記所)が表題部を書き換えます。 ※ただし、所有者住所欄などは、本人の申請による変更が必要となります。 (詳細は16ページを参照してください)
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道 	平塚水道営業所 月～金 8:30～17:15 平塚市西八幡 一丁目3番1号 平塚合同庁舎内 TEL0463-73-6122	営業所で新しい住所に書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・軍人恩給 	総務省政策統括官 (恩給担当) 月～金 9:00～17:00 新宿区若松町19-1 TEL03-5273-1400	総務省で新しい住所に書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・NHK ・NTT ・東京電力 ・東京ガス ・レモンガス ・湘南ケーブルネットワーク 	各関係機関	各関係機関で書き換えます。書き換えに時間を要する場合がありますので、お急ぎの方やご不明な点等がある方は、各契約先へお問い合わせください。 ※電力・ガスの自由化により、左記以外の会社と契約されている方は、住所変更手続きが必要な場合があります。契約先へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> ・平塚市立の小・中学校 		平塚市立の小中学校に通学されている方は、お手続きが不要です。 ※平塚市立以外の小中学校に通っている方は、通学先へご確認ください。また、高校についても通学先へご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・旅券(パスポート) 	パスポート センター	最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

7 住所変更手続きが必要なもの

ご自身で住所変更の手続きをしていただく主なもの

【該当するページをご参照ください】

市役所の関係	
市役所1階 市民課窓口で行う住所変更 (マイナンバーカードや住基カード、在留カードなど)	11ページ
市役所1階 障がい福祉課窓口で行う住所変更 (障害者手帳や医療証など)	
自動車の関係	
自動車運転免許証や、車検証などの住所変更	12ページ
その他	
平塚税務署、平塚年金事務所、保健所などで行う住所変更 (酒類販売業や厚生年金保健加入事業所、食品衛生関係、医療関係など)	13ページ
建設業関係事業所や、平塚警察署に営業の届出、許可を受けている 事業所の届出事項変更	14ページ
法務局の関係	
土地、建物など不動産の所有名義人の住所変更	16ページ
以上のほか、平塚市立小・中学校以外の学校、勤務先、銀行、生命保険会社、損害保険会社、各種免許、資格、許認可証、携帯電話、ここに記載のない資格をお持ちの方など、それぞれ手続きの必要があるかを各事務担当にお問い合わせください。	

注 意

1. 各手続きは、**令和4年10月17日以降**に行ってください。
2. 住居表示実施による住所変更の手続きは、原則として無料です。
ただし、郵送で手続きをする場合の郵送料や、代行業者に手続きを依頼される場合は、別途料金がかかる場合がございます。
3. マイナンバーカードは、住居表示実施前に申請手続きをすると、旧住所のカードが作成されます。その場合、住居表示実施後に再度住所変更の手続きが必要となります。
4. 各手続きに証明書の添付等が必要な場合は「住居表示変更証明書」をご利用ください。
「住居表示変更証明書」は各世帯に配付いたしますが、足りない場合は令和4年10月17日以降、各市民窓口センター等で無料で交付します。
5. 実施日直後は、各関係機関の混雑が予想されますのでご注意ください。

◆ **ご自身で住所変更手続きが必要なもの**

項目	担当	説明
<p>・マイナンバーカード (個人番号カード) 署名用電子証明書の 住所変更</p>	<p>市役所市民課 本館1階109番窓口 Tel0463-21-8773 または 旭南公民館2階 会議室(臨時窓口)</p>	<p>実施日(10月17日)以降、お手続きをしてください。 代理の方がお越しの場合や、旭南公民館臨時窓口での受付開始日等については、別途送付のご案内をご確認ください。</p> <p>【必要書類】 ・マイナンバーカード</p>
<p>【平塚税務署からのお願い】</p> <p>e-Taxにより申告書・申請書等を提出する場合に添付している電子証明書については、住所・所在地に変更があった場合には、マイナンバーカード、その他利用されている証明機関が発行している電子証明書の内容を更新いただくとともに、e-Taxに登録している利用者情報及び電子証明書を更新する必要があります。</p> <p>更新がない状態で送信された申告書・申請書データについては、正しく提供されたものとして取り扱えない場合がありますので、必ず更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。</p>		
<p>・写真付き住民基本台帳 カードの住所変更</p>	<p>市役所市民課 本館1階109番窓口 Tel0463-21-8773 または 旭南公民館2階 会議室(臨時窓口)</p>	<p>実施日(10月17日)以降、お手続きをしてください。 代理の方がお越しの場合や、旭南公民館臨時窓口での受付開始日等については、別途送付のご案内をご確認ください。</p> <p>【必要書類】 ・住民基本台帳カード</p>
<p>・在留カード、特別永住者 証明書の住所変更</p>	<p>市役所市民課 本館1階108番窓口 Tel0463-21-8772</p>	<p>実施日(10月17日)以降、すみやかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類】 ・在留カード、特別永住者証明書</p>
<p>・障害者手帳(身体・療育・ 精神)の住所変更</p> <p>・障医療証の住所変更</p> <p>・自立支援医療受給者証 (更生医療・育成医療・精 神通院)の住所変更</p>	<p>市役所障がい福祉課 本館1階126番窓口 Tel0463-21-8774</p>	<p>実施日(10月17日)以降、必要時に手続きしてください。</p> <p>【必要書類】 ・お手持ちの障害者手帳、医療証 ・身分証(代理の方が来庁する場合) 代理の方が別世帯の場合は、併せて委任状もお持ちください。</p>

【市役所窓口受付時間】

月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜8:30～正午

※旭南公民館臨時窓口での受付時間は、別途送付のご案内をご確認ください。

◆ ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項目	担当	説明
・運転免許証、運転経歴証明書 の住所変更、本籍変更	平塚警察署 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 Tel0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	実施日(10月17日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 ※詳細については15ページをご覧ください。 【必要書類】 ・運転免許証 ・住居表示変更証明書(住所を変更する場合) ・本籍変更のお知らせ(本籍を変更する場合)
・普通自動車、オートバイ (251cc以上の二輪車) の所有者・使用者の住所 変更	関東運輸局 湘南自動車検査登録 事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 Tel050-5540-2038 東豊田369番地の10	実施日(10月17日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・申請書第1号様式 *申請書は無料です。申請書は窓口にあります が、HPからもダウンロードできます。 ・住居表示変更証明書 ・車検証 ・委任状(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。
・126～250ccのオートバイ (軽二輪)の所有者・使用者 の住所変更		実施日(10月17日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・軽二輪記入申請書(軽1号様式) *申請書は無料です。申請書は窓口にあります が、HPからもダウンロードできます。 ・住居表示変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・委任状(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。
・軽自動車(3、4輪)の所 有者・使用者の住所変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 Tel050-3816-3119 東豊田369番地の13	実施日(10月17日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・住居表示変更証明書 ・車検証 ・申請依頼書(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。

◆ **ご自身で住所変更手続きが必要なもの**

項 目	担 当	説 明
・酒類販売業免許の住所 変更	平塚税務署 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:00 TEL0463-22-1400 浅間町9番1号	実施日(10月17日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・異動申告書
・税務署に届け出ている納 税地の変更手続き(法人)		実施日(10月17日)以降、すみやかに(登記法人は登記所在地変更後)手続きしてください。 【必要書類】※できる限りe-Taxをご利用ください ・法人の納税地の異動届出書
・厚生年金保険に加入して いる事業所の所在地変更	日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:00 TEL0463-22-1515 八重咲町8番2号	実施日(10月17日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・健康保険厚生年金保険適用事業所名称 /所在地変更(訂正)届 ・住居表示変更証明書
・食品衛生関係法令に基 づく営業許可証等の営業 者の住所変更及び営業 所在地変更	平塚保健福祉事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 TEL0463-32-0130 豊原町6番21号	実施日(10月17日)以降、変更いただければ結構です。 【必要書類】 ・住居表示変更証明書 *食品衛生関係法令に基づく営業許可証をお持ちいただければ、後日書き換えたものを交付します。
・環境衛生関係営業施設 の各許可証(理容・美容・ クリーニング店等)の営業 者の住所変更及び営業 所在地変更等		実施日(10月17日)以降、変更いただければ結構です。 【必要書類】 ・住居表示変更証明書 *許可証や確認済証等をお持ちいただければ、後日書き換えたものを交付します。
・病院、診療所、助産所、歯 科技工所、施術所等の住 所変更		実施日(10月17日)以降、 10日以内 に手続きしてください。 【必要書類】 ・住居表示変更証明書 ・各許可申請書等 ※詳細は直接お問い合わせください。

◆ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項目	担当	説明
・建設業関係事業所の所在地変更	神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当 月～金 (祝日、年末年始除く) 窓口受付 10:00～15:00 (お電話でのお問い合わせ時間は8:30～17:00となります。) Tel045-313-0722 横浜市神奈川区 鶴屋町二丁目24-2 かながわ県民センター 4階	実施日(10月17日)以降、 30日以内 に手続きしてください。郵送でも可。 【必要書類】 ・変更届出書 ・法人は、変更後の登記事項証明書 ・個人事業主は、住居表示変更証明書 届け出書類等の提出方法は、お電話でお問い合わせいただくか、建設業課のHPをご参照ください。
・風俗営業(性風俗特殊営業、深夜酒類提供飲食店営業を含む)、警備業、質屋営業、古物営業、探偵業、インターネット異性紹介営業、銃砲刀剣類の許可証及び届出書等の住所及び届出事項の変更	平塚警察署 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:00 Tel0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	実施日(10月17日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・許可証または届出証 ・住居表示変更証明書 ・履歴事項全部証明書(法人の場合) ・本籍変更のお知らせ又は 本籍変更証明書(本籍変更のある場合)

◆建物の新築に際してのお願い

住居表示実施後、実施区域内に建物を新築(建替えも含む)する時は、住居番号を付番する必要がありますので、「住居番号付番申請書」を市民課へ届け出てください。届出後、市民課で現地を調査し、住居番号を決めて通知いたします。

問い合わせ先 平塚市役所市民課 管理担当
TEL 0463-23-1111(内線2229)